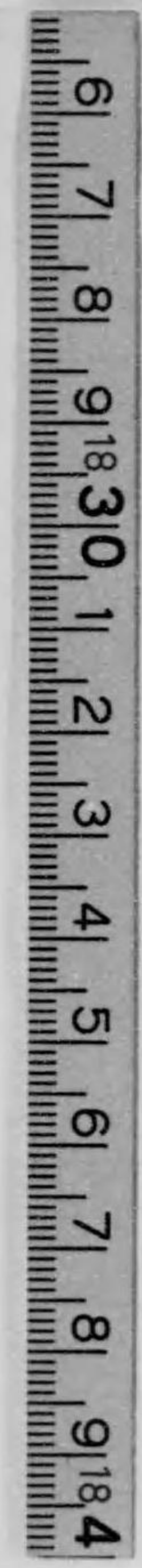


14.6₁
11



始



146
11

大正三年奈良縣警察統計書

奈良縣警察部

大正三年奈良縣警察統計書



奈良縣警察部



14.6.1-11

大正三年 奈良縣警察統計書

凡 例

- 一本書ハ大正三年中本縣警察ニ關スル事項ヲ類別編纂セシモノナリ尙前數年ノ事項ニシテ本表ノ標、項目ニ恰當スル調査アルモノハ之ヲ各表尾ニ登載シ又必要アルモノハ項目毎ニ本年、前年ヲ對照シ以テ其消長ヲ比較ス
- 一衛生年報ニ登載アル衛生諸表ハ之ヲ省除セリ
- 一表中現在ハ、年末ノ靜態トシ會計ニ係ルモノハ會計年度ニ狩獵ハ其期間ニ據ル
- 一奈良警察署々僚警部ニ關スル取扱事項ハ渾テ署長ノ部ニ掲ク
- 一明治四十五大正元年ト掲クヘキヲ畧シ單ニ大正元年トセリ
- 一表中數位ハ金員ハ厘、數類ハ合、里程ハ丁、坪數ハ合、反別ハ步ニ他ハ概テ一位ニ止メ而シテ記入スヘキ事項無キ空欄ニハ「」ヲ贅欄ニハ「」ヲ填充シテ脱漏ニアラサルヲ示セリ

大正五年三月

奈良縣警察部

大正三年奈良縣警察統計書

目次

第一	令達沿革	一頁
第二	警察區劃其一	二
第三	警察區劃其二	三
第四	請願巡查派出所	一六
第五	配置官吏	一七
第六	警部補並巡查配置定員	一八
第七	警察官吏俸給別	一九
第八	警察官吏(巡查ヲ除ク)奉職年數	二二
第九	巡查俸給別勤續年數	二三
第一〇	警察官吏年齡別	二四
第一一	警察官吏本籍別	二五
第一二	巡查志願人員	二七
第一三	新任巡查教習生任免	二八
第一四	採用巡查教育程度	二九
第一五	警察官吏點陞	三〇
第一六	有位帶勤者	三一
第一七	警察上ニ死傷セシ人員	三二
第一八	巡查精勤證書	三三
第一九	警察賞與及賞詞其一	三四
第二〇	警察賞與及賞詞其二	三五
第二一	巡查退隱料遺族扶助料及諸給與	三六

第二二	巡查懲罰及賠償其一	三八
第二三	巡查懲罰及賠償其二	三九
第二四	巡查退職	四一
第二五	警察經費	四二
第二六	旅費ヲ支給セシ出張	四六
第二七	警察職員勤怠日數	五三
第二八	根署取扱文書件數	五九
第二九	管區取扱文書件數	六〇
第三〇	根署取扱電話件數	六一
第三一	管區取扱電話件數	六二
第三二	巡視及巡回並偵邏度數	六三
第三三	援助執行度數	六七
第三四	戶口調査其一	六八
第三五	戶口調査其二	七〇
第三六	戶口調査其三	七〇
第三七	戶口調査其四	七一
第三八	戶口調査其五	七三
第三九	戶口調査(人口動態)	七四
第四〇	在住外國人國籍別戶口	七五
第四一	取締諸營業者及諸場其他	七六
第四二	主ナル取締營業者ノ十年比較	八一
第四三	諸臨檢度數	八三
第四四	救護及諸雜件	八五
第四五	行政執行法處分其一	八八

第四六	行政執行法處分其二	九二
第四七	行政執行法處分其三	九五
第四八	行政執行法處分其四	九六
第四九	行政執行法處分其五	九六
第五〇	諸營業者禁止其他ノ處分人員	九六
第五一	火災其一	九八
第五二	火災其二	一〇一
第五三	火災其三	一〇三
第五四	火災其四	一〇四
第五五	火災其五	一〇五
第五六	田野山林火災其一	一〇七
第五七	田野山林火災其二	一〇八
第五八	消防組其一	一〇九
第五九	消防組其二	一〇九
第六〇	變死人其一	一一四
第六一	變死人其二	一一九
第六二	累年比較變死別人員	一二三
第六三	自殺者ノ因由及年齡別	一二八
第六四	自殺者ノ住所及緣事上ノ關係	一三二
第六五	被殺害者ノ因由及所爲別	一三四
第六六	棄兒	一三四
第六七	行旅病者人員	一三六
第六八	風水害	一三七
第六九	遺失物及拾得物	一三九
第七〇	拾得品處分	一四一
第七一	集會及結社	一四三
第七二	新聞紙雜誌	一四四
第七三	民有ノ銃砲	一四五
第七四	狩獵及威銃許可人員	一四七
第七五	免許商人ノ銃砲火藥類賣買其一	一四八
第七六	免許商人ノ銃砲火藥類賣買其二	一四九
第七七	古物商質屋取締法令ニ據リ徵收物件	一五一
第七八	原動機据付諸場	一五一
第七九	工場及職工	一五二
第八〇	諸興行	一六五
第八一	汽車其一	一七三
第八二	汽車其二	一七五
第八三	汽車其三	一七五
第八四	旅舍宿泊人其一	一七九
第八五	旅舍宿泊人其二	一八一
第八六	旅舍宿泊人其三	一八二
第八七	旅舍宿泊人其四	一八五
第八八	海外渡航旅券下付人員	一八七
第八九	海外渡航旅券下付人員	一九〇
第九〇	海外移民渡航許可人員	一九〇
第九一	薄命者及其他ノ貧民	一九二
第九二	明治二十八年縣令第三十五號ニ據リ養育幼兒	一九三
第九三	精神病者	一九六
第九四	孤兒院、養老院、感化院、狀況	一九八
第九五	貸座敷及娼妓	二〇二

第九六	貸座敷遊興人員及其費消金額	二〇八
第九七	賭博其他犯罪常習者ト認メ觀察中ノ年末現員	二〇九
第九八	告訴發盜難屆等受理	二一七
第九九	罰金刑以上諸犯罪比較	二一九
第一〇〇	被害未檢舉件數	二二五
第一〇一	窃盜詐欺自署被害對自署檢舉件數ノ成績	二二七
第一〇二	強窃盜詐欺取財其他被害件數	二二七
第一〇三	強窃盜詐欺取財其他被害件數	二二九
第一〇四	盜難其他被害金品署別	二三一
第一〇五	盜難其他被害金品月別	二四七
第一〇六	強窃盜詐欺取財財物自署被害對自署發見高	二五七
第一〇七	強窃盜詐欺取財以外自署被害ノ財物發見高	二六三
第一〇八	他署部内ノ被害ニ(縣内、外) 係ル強窃盜、詐欺取財其他 財物發見高署別	二六四
第一〇九	贓物發見對實効高	二六九
第一一〇	贓物ノ發見原由	二八五
第一一一	罰金刑以上犯罪檢舉其一	二九〇
第一一二	罰金刑以上犯罪檢舉其二	二九八
第一一三	罰金刑以上犯罪捕拿月別及比較	三〇五
第一一四	罰金刑以上捕拿諸犯年齡犯數別	三〇六
第一一五	罰金刑以上諸犯緣事上ノ關係及有子無子別	三〇七
第一一六	罰金刑以上犯罪ノ教化其他	三〇八
第一一七	被害金品ノ作フヘキ犯罪ニ對スル犯意發作ノ原由	三〇八
第一一八	罪金刑以上犯罪發見ノ原由	三〇九
第一一九	罰金刑以上犯罪檢舉成其一	三一三
第一二〇	罰金刑以上犯罪檢舉成績其二	三一三
第一二一	罰金刑以上犯罪事件檢事ニ送致成績其一	三一四
第一二二	罰金刑以上犯罪事件檢事ニ送致成績其二	三一六
第一二三	起訴猶豫人員其一	三一九
第一二四	起訴猶豫人員其二	三一〇
第一二五	起訴猶豫ノ再犯者	三一〇
第一二六	令狀	三一五
第一二七	警察犯其他即決事件犯罪發覺別	三一六
第一二八	警察犯其他即決處斷人員其一	三一八
第一二九	警察犯其他即決處斷人員其二	三二八
第一三〇	警察犯其他即決處斷人員其三	三三四
第一三一	拘留科執行成績	三三九
第一三二	即決ニ對シ正式裁判請求及其結果	三四五
第一三三	假出獄及假出場	三四六
第一三四	假出獄者年末現員署別	三四七
第一三五	刑ノ執行猶豫者人員	三四八
第一三六	刑ノ執行猶豫者署別	三四九
第一三七	留置人員	三五〇
第一三八	囚人及刑事被告人押送	三五〇
第一三九	檢視及檢証度數	三五三
第一四〇	密賣淫	三五九
第一四一	未成年者喫煙禁止處分	三六一



第一 令 達 沿 革

番 號	月 日	件 名
縣令第五號	一月十五日	料理屋飲食店取締規則中改正
全第一三號	二月二十一日	貸座敷營業取締規則改正
全第一四號	全	宿屋營業取締規則改正
全第二四號	四月七日	淀川流域諸山扞留取締規則廢止ス
全第二五號	六月八日	水治上砂防ノ爲メ一定ノ行爲禁止制限ニ關スル件制定
全第三八號	七月十五日	火防ニ關スル取締規則制定
全第四〇號	七月十五日	案內人取締規則改正
全第四六號	九月三十日	賣藥法令施行細則制定
全第五二號	十月十三日	自轉車營業取締規則中改正
全第五三號	十月十三日	紹介人營業取締規則中改正
全第五六號	十二月一日	幼兒養育者取締規則改正
全第五七號	十二月十九日	縣費支辨ニ屬スル旅費改正
全第五七號	十二月十九日	人力營業取締規則改正
訓令第九號	四月二十四日	出獄人保護規定制定
全第一一號	八月一日	案內人取締規則取扱手續キ制定
全第二〇號	十一月十七日	統計表報告例中改正
告示第九八號	四月二十四日	八木警察署所轄稻淵駐在所ヲ廢止ス
全第一〇七號	五月一日	上市警察署所轄大淀村増口駐在所ヲ全村大字北六田ニ移轉シ北六田駐在所ト改稱ス
全第二三九號	九月二十九日	高田警察署所轄箸尾村寺戶駐在所ヲ設置シ寺戶巡查駐在所ト稱ス

令達沿革

署名	署所	署名	署位	署所在地	置	所屬署	配置巡查員	町村數		大字數	戶數	人口
								町數	村數			
合	計	署所	署位	署所在地	置	所屬署	配置巡查員	町數	村數	大字數	戶數	人口
		巡查出張所	巡查出張所	巡查出張所				町數	村數			
		巡查出張所	巡查出張所	巡查出張所				町數	村數			

町村數欄内上市、下市兩署ニ×印ヲ附セシハ大淀村ニシテ兩署所屬ニ跨ルモノナリ

第四 請願巡查派出所

署名	署位	置	許可年月日	期	間	勤務	定巡員	請願者
奈良市雜司町	正倉院内	無	明治三十七年三月十三日	全	期	晝夜	八	股野 孫
奈良市春日野町	帝室奈良博物館構内	全	明治三十八年四月廿三日	全	上	晝夜	八	館長 久保田 鼎
奈良市雜司町	東大寺境内觀門内	全	明治三十九年三月十九日	全	上	晝夜	八	東大寺住職 佐保山 晋圓
奈良市雜司町	大佛殿内	全	明治三十九年六月廿日	全	上	晝夜	八	上
郡山	生駒郡々山町藤津紡績株式會社郡山工場内	繼	明治四十年四月六日	繼	續	晝夜	一	取締役社長 竹尾治右衛門
中村	生駒郡北生駒村大字榮畑寶山寺境内	繼	明治四十二年三月廿日	繼	續	晝夜	一	職 駒岡 慧證
高田	北葛城郡高田町藤津紡績株式會社高田工場内	繼	明治三十五年四月九日	繼	續	晝夜	二	取締役社長 竹尾治右衛門
三輪	磯城郡三輪町大字三輪官幣大神々社境内	繼	大正二年四月廿六日	繼	續	晝夜	一	宮 司 山下 政愛
榛原	宇陀郡室生村大字室生室生寺境内	繼	大正三年三月廿日	繼	續	晝夜	一	職 高間 一明

第五 配置官吏 (年未現在)

部 署 名	部長	警視	技師	警部	警部	技手	獸醫	居番檢	巡查	請願	列任待	衛生	警察	履	警察	計
奈良市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
丹波市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
龍野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三輪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
松原	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八木	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

配置官吏 警部補巡查配當定員

部 署 名	御 所 條 市 市 川 計					部 署 長	警 視 技 師	警 務 待 察	警 部	警 部 補	技 手	獸 醫	居 高 檢 査 技 手	巡 査	巡 査 願	判 任 待 察 巡 査 員	衛 生 技 員	警 察 書 記	雇 務 警 察 員	計	
	合 計	川 市	市 條	市 市	計																
龍 針 郡																					
丹 波 郡																					
柳 井 郡																					
奈 良 郡																					
警 察 部																					
計	10	10	10	10	10																

一本表中×印ハ兼務者ニシテ巡査ノ△印ハ各課ニ屬セサル警察部勤務ナルコトヲ示セリ
一判任待遇警察員ノ◎印ハ縣立奈良病院郡山分院ヨリ衛生課並郡山署ヘ兼務ニ係ル數ヲ示セリ

第六 警部補並巡査配置定員 (×印ハ内勤巡査部長)

部 署 名	警 部 補	巡 査 部 長	内 勤 巡 査	外 勤 巡 査	特 務 巡 査	刑 事 巡 査	計	外 勤 巡 査 一 人 平 均 受 持	
								戸 數	人 口
龍 針 郡									
丹 波 郡									
柳 井 郡									
奈 良 郡									
警 察 部									
計	10	10	10	10	10	10	10	10	10

部 署 名	警 部 補	巡 査 部 長	内 勤 巡 査	外 勤 巡 査	特 務 巡 査	刑 事 巡 査	計	外 勤 巡 査 一 人 平 均 受 持	
								戸 數	人 口
合 計	10	10	10	10	10	10	10	10	10
下 津 川 市									
上 津 川 市									
五 條 市									
御 所 條 市									
八 木 原 山 本 輪 田 村									
松 原 村									
三 田 村									
高 中 村									

第七 警察官吏俸給別

警察部長	高等官五等四級					高等官六等五級					高等官六等六級					警察視察	高等官七等六級					高等官八等十級					高等官五等十級								
	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全		全	全	全	全	全	全	全	全											
大正三年																																			
大正二年																																			
大正元年																																			
明治四十四年																																			
明治四十三年																																			

配置官吏 警部補並巡査配置定員 警察官吏俸給別

院	長	給					計
		六	七	八	九	拾	
縣立奈良病院	技師 警察 醫 十七圓十二圓	一	一	一	一	一	五
		一	一	一	一	一	五
計		二	二	二	二	二	十

院	長	給					計
		六	七	八	九	拾	
郡山分院	技師 警察 醫 拾五圓	一	一	一	一	一	五
		一	一	一	一	一	五
計		二	二	二	二	二	十

大正三年 大正二年 大正元年 明四年 明三年 治

一 技手中ニハ屠畜検査技手、獸醫、衛生技術員ヲ巡查中ニハ 請願巡查ヲ混セリ
一 X印ハ兼務ニ係ル數ヲ示セリ

第八

警察官吏(巡查ナ)奉職年數

年數	警察部長	警視技師	警察醫	警部補	警部	警部	技手	獸醫	屠畜検査技手	列任待遇警察醫	衛生技師	警察書記	警察醫	警察醫	計
一 年未滿	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

一奉職ハ本縣ニ於テ現職拜命ノ日ヨリ起算ス
一九十三年ノ該當者ナキニ付年數ノ列舉ヲ省ク又十七年以上ノ勤續者ナシ

年數	警察部長	警視技師	警察醫	警部補	警部	警部	技手	獸醫	屠畜検査技手	列任待遇警察醫	衛生技師	警察書記	警察醫	警察醫	計
一 年未滿	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第九

巡查俸給別勤續年數

年數	巡查部長					巡查					合計	
	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五		
一 年未滿	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八 年以	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

巡查俸給別勤續年數

警察官吏年數別

警察官吏本籍別

府縣別	第一一 警察官吏本籍別									
	警察部長	警視	技師	委任待	警部	警部補	技手	獸醫	醫官	醫士
北海道										
東京都										
大阪府										
長崎縣										
埼玉縣										
計										
正										
大										
明										
四										
十										
三										
十										
二										
十										
四										
年										

年 齡	第一一〇 警察官吏年齢別									
	警察部長	警視	技師	委任待	警部	警部補	技手	獸醫	醫官	醫士
二十五年以下										
三十年以下										
三十五年以下										
四十年以下										
四十五年以下										
五十年以下										
五十五年以下										
六十年以下										
六十五年以下										
合計										
正										
大										
明										
四										
十										
三										
十										
二										
十										
四										
年										

第一一〇

警察官吏年齢別

年 數	第一一〇 警察官吏年齢別									
	巡査部長	巡査	計	巡査部長	巡査	計	巡査部長	巡査	計	合計
九年以上										
十年以上										
十一年以上										
十二年以上										
十三年以上										
十四年以上										
十五年以上										
十六年以上										
十七年以上										
十八年以上										
二十年以上										
二十三年以上										
二十五年以上										
二十六年以上										
三十年以上										
合計										
正										
大										
明										
四										
十										
三										
十										
二										
十										
四										
年										

一奉職ハ本縣ニ於テ拜命ノ日ヨリ起算ス
 一十九年、二十一年、二十七年、二十八年、二十九年ノ該當者ナキニ依リ年數ノ列擧ヲ省ク又三十一年以上ノ勤績者ナシ

第一四

採用巡查教育程度

月次	採用巡查教育程度												計	現月人員	犯則者人員	延人員	
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二					
大正二年													一〇九	一〇九			
大正元年													五七	五七			
明治四十四年													一六六	一六六			
明治四十三年													七四	七四			
計	一	二	三	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	五七	五七			
入	前月ヨリ	新入	計	卒業	辭職	命退	其他	懲罰	死亡	計	現月人員	犯則者人員	延人員				
一	二	三	二	九	〇	二	二	二	二	二	一〇九	一〇九					
二	三	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	五七	五七					
三	二	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	一六六	一六六					
四	二	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	七四	七四					
五	二	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	五七	五七					
六	二	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	一〇九	一〇九					
七	二	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	五七	五七					
八	二	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	一六六	一六六					
九	二	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	七四	七四					
十	二	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	五七	五七					
十一	二	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	一〇九	一〇九					
十二	二	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	五七	五七					
計	二	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	一〇九	一〇九					

第一三

新任巡查教習生任免

月次	新任巡查教習生任免												計	合	計	志願者百
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二				
大正二年													二	二		
大正元年													二	二		
明治四十四年													二	二		
明治四十三年													二	二		
計	一	二	三	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	二	二		
種別	精勤證書ヲ有スル者	巡查ノ前職アル者	判任官以上ノ前職者	他府縣ヨリ出向	其他	計	大正二年	大正元年	明治四十四年	明治四十三年	計	合	計	志願者百		
一	二	三	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二		
二	三	二	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二		
三	二	二	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二		
四	二	二	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二		
五	二	二	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二		
六	二	二	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二		
七	二	二	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二		
八	二	二	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二		
九	二	二	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二		
十	二	二	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二		
十一	二	二	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二		
十二	二	二	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二		
計	二	二	二	九	〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二		

種別	大正三年					大正二年					大正元年					明治四十四年					明治四十三年				
	巡査部長	巡査	巡査部長	巡査	巡査部長	巡査	巡査部長	巡査	巡査部長	巡査	巡査部長	巡査	巡査部長	巡査	巡査部長	巡査	巡査部長	巡査	巡査部長	巡査					
中學又ハ専門學校卒業者																									
中學又ハ専門學校ニ在學シタル者																									
高等小學校卒業者																									
高等小學校ニ在學シタル者																									
尋常小學校卒業者																									
尋常小學校ニ在學シタル者																									
以上ニ該當セサル者																									
合計	七三										六八										七五				

第一五 警察官吏點陟

官職	新任	轉任	昇給	降給	休職	辭職	退職	免職	擄奪	死亡	復職	辭職	死亡	現在
警察部長														
警察部長視														
技師														
警務部														
警務部補														
警務部醫														
警務部手														
獸醫														

階位	大正二年					大正元年					明治四十四年					明治四十三年									
	正七位	從七位	正八位	從八位	合計	正七位	從七位	正八位	從八位	合計	正七位	從七位	正八位	從八位	合計	正七位	從七位	正八位	從八位	合計					
屠畜検査技手																									
巡査																									
判任																									
衛生技術員																									
警察書記																									
警察事務嘱託																									
合計	一〇一	八七	八八	九五	九六	一一	一〇	一〇	二六	二六	一一	一〇	一〇	二六	二六	一一	一〇	一〇	二六	二六	一一	一〇	一〇	二六	二六

一降給欄巡査ノ五ハ巡査部長ヲ免セラレタルヲ示セリ

第一六 有位帶動者		階位		階位		階位		階位		階位		階位		階位	
階位	階位	階位	階位	階位	階位	階位	階位	階位	階位	階位	階位	階位	階位	階位	階位
警察部長															
警察視															
技師															
警務部															
警務部補															
技手															
屠畜検査技手															
巡査部長															
巡査															
警察書記															
雇															
計															

有位帶動者 巡査精勵證書

第一九

警察賞與及賞詞 其一

種別	行賞別	警部警部補		巡査		其他警察事務ニ従事スル者		計
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	
罪犯捜査檢舉又ハ逮捕傳染病豫防又ハ撲滅 勤勞顯著ナル者 （勤勞滿二十年以上ニシテ特ニ）	乙賞	1	1,000	1	1,000	1	1,000	3
合 計	甲賞	1	1,000	1	1,000	1	1,000	3
	乙賞	1	1,000	1	1,000	1	1,000	3
大正二年	乙賞	1	1,000	1	1,000	1	1,000	3
大正元年	乙賞	1	1,000	1	1,000	1	1,000	3
明治四十四年	乙賞	1	1,000	1	1,000	1	1,000	3
明治四十三年	乙賞	1	1,000	1	1,000	1	1,000	3
職務ノ爲ニスルニ非サル者								
人 命 救 助	乙賞	1	1,000	1	1,000	1	1,000	3
犯罪人ノ逮捕又ハ捜査	乙賞	1	1,000	1	1,000	1	1,000	3
水火災傳染病流行其他災害事 變ニ於ケル警戒防禦又ハ救護	乙賞	1	1,000	1	1,000	1	1,000	3

第二〇

警察賞與及賞詞 其二 (X印ハ巡査部長)

部 署 名	人 員	金 額	賞 詞	人 員	金 額	賞 詞	合 計
警 察 部	1	1,000	1	1	1,000	1	3
奈 生 良 部	1	1,000	1	1	1,000	1	3
柳 本 市	1	1,000	1	1	1,000	1	3
波 別	1	1,000	1	1	1,000	1	3
丹 針 山	1	1,000	1	1	1,000	1	3
郡 別	1	1,000	1	1	1,000	1	3
巡査退隱料遺族扶助料及諸給與							

警察賞與及賞詞

巡査退隱料遺族扶助料及諸給與

療	吊祭料	給助料	一時扶助金	退職一時金	遺族扶助料	規定ノ年限ニ達シタル者	
						合計	金額
治	料	料	料	金	料	職 務 上 死 亡 シ タ ル 者	規 定 ノ 年 限 ニ 達 シ タ ル 者
						職 務 上 死 亡 シ タ ル 者	規 定 ノ 年 限 ニ 達 シ タ ル 者
	在 職 中 死 亡 ノ 者	中 續 在 職 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	一	在 職 中 死 亡 ノ 者	一	一
	退 職 者	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	癩 篤 疾 者 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	二	退 隱 料 ヲ 受 ケ タ ル 者 又 ハ 受 ケ 得 ン	二	二
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	三	ハ サ ル 者	三	三
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	四	ハ サ ル 者	四	四
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	五	ハ サ ル 者	五	五
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	六	ハ サ ル 者	六	六
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	七	ハ サ ル 者	七	七
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	八	ハ サ ル 者	八	八
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	九	ハ サ ル 者	九	九
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	十	ハ サ ル 者	十	十
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	十一	ハ サ ル 者	十一	十一
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	十二	ハ サ ル 者	十二	十二
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	十三	ハ サ ル 者	十三	十三
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	十四	ハ サ ル 者	十四	十四
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	十五	ハ サ ル 者	十五	十五
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	十六	ハ サ ル 者	十六	十六
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	十七	ハ サ ル 者	十七	十七
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	十八	ハ サ ル 者	十八	十八
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	十九	ハ サ ル 者	十九	十九
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	二十	ハ サ ル 者	二十	二十
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	二十一	ハ サ ル 者	二十一	二十一
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	二十二	ハ サ ル 者	二十二	二十二
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	二十三	ハ サ ル 者	二十三	二十三
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	二十四	ハ サ ル 者	二十四	二十四
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	二十五	ハ サ ル 者	二十五	二十五
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	二十六	ハ サ ル 者	二十六	二十六
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	二十七	ハ サ ル 者	二十七	二十七
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	二十八	ハ サ ル 者	二十八	二十八
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	二十九	ハ サ ル 者	二十九	二十九
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	三十	ハ サ ル 者	三十	三十
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	三十一	ハ サ ル 者	三十一	三十一
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	三十二	ハ サ ル 者	三十二	三十二
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	三十三	ハ サ ル 者	三十三	三十三
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	三十四	ハ サ ル 者	三十四	三十四
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	三十五	ハ サ ル 者	三十五	三十五
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	三十六	ハ サ ル 者	三十六	三十六
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	三十七	ハ サ ル 者	三十七	三十七
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	三十八	ハ サ ル 者	三十八	三十八
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	三十九	ハ サ ル 者	三十九	三十九
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	四十	ハ サ ル 者	四十	四十
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	四十一	ハ サ ル 者	四十一	四十一
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	四十二	ハ サ ル 者	四十二	四十二
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	四十三	ハ サ ル 者	四十三	四十三
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	四十四	ハ サ ル 者	四十四	四十四
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	四十五	ハ サ ル 者	四十五	四十五
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	四十六	ハ サ ル 者	四十六	四十六
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	四十七	ハ サ ル 者	四十七	四十七
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	四十八	ハ サ ル 者	四十八	四十八
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	四十九	ハ サ ル 者	四十九	四十九
	親 族	治 療 三 十 日 以 上 ニ 涉 リ タ ル 者	兄 弟 姉 妹 ニ シ テ 給 與 ヲ 受 ケ タ ル 者	五十	ハ サ ル 者	五十	五十

退 隱 料	種 別	人 員	金 額	警 署		警 部		警 補		警 巡		賞 額		
				人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額			
第二一 巡查退隱料遺族扶助料及諸給與 (X印ハ警部補)	職 務 上 傷 疾 ヲ 受 ケ タ ル 者 職 務 上 疾 病 ニ 罹 リ タ ル 者	人	金	合 計	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000		
				十 川	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
				下 津	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
				上 市	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
				五 市	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
				御 條	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
				八 所	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
				松 木	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
				田 原	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
				三 山	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
				高 本	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
				中 輪	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
				龍 村	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
部 計	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000			

科	目	其 三 警察廳舎修繕費					
		大正三年度	大正二年度	大正元年度	明治四十四年度	明治四十三年度	明治四十二年度
被服費	決算	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
手數料	決算	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
馬匹費	決算	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
雜費	決算	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
留置人及刑事被告人諸費	決算	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
行政執行費	決算	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
行政執行費	決算	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
代執行費	決算	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
機密費	決算	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
機密費	決算	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
合計	決算	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
修繕費	決算	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
廳舎修繕費	決算	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

科	目	其 四 警察廳舎修繕費				
		大正三年度	大正二年度	大正元年度	明治四十四年度	明治四十三年度
手當	決算	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000
賞與	決算	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000
諸備給	決算	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000
警部補助	決算	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000
職員給與金	決算	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000
宿舍料	決算	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000
舍宅料	決算	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000
應費	決算	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000
備品費	決算	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000
文具費	決算	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000
消耗品費	決算	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000
圖書及印刷費	決算	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000
通信及運搬費	決算	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000
賄費	決算	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000	3,194,000

合計	下市												十津川																										
	警部補				警部				技手				警部				警部補				警部																		
	元	前	本	年	元	前	本	年	元	前	本	年	元	前	本	年	元	前	本	年	元	前	本	年	元	前	本	年	元	前	本	年							
四三	四二	四〇	四一	二二	二一	二三	二三	七	七	八	八	二二	二二	二〇	二一	一	一	一	一	七	一	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二				
一	一	三	一	二	二	二	二	五	六	六	六	九	六	六	六	七	七	七	七	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一五、八七五	一五、一七五	一五、二六一	一五、三三〇	四、一九六	三、〇一四	三、〇一四	三、〇一四	二、九二九	二、七五七	二、八九三	二、八九三	九、四五五	八、六七六	八、六六六	八、六六六	七、七九五	七、九五九	七、九五九	七、九五九	三、三六五	三、三六五	三、三六五	三、三六五	四、二五二	三、六九五	三、六九五	三、六九五	三、三六五	三、三六五	三、三六五	三、三六五	三、三六五	三、三六五	三、三六五	三、三六五				
六三五	四九五	五三七	四九一	三三	八	八	八	六	六	六	六	七	七	七	七	四	四	四	四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二二	一	三	三	三〇	二	一	一	一	一	一	一	六	六	六	六	四	四	四	四	五	五	五	五	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
一八	二〇	二二	二二	一	五	二	二	三	三	三	三	三	三	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三四七	一九八	二二八	二二八	二二	五七六	七〇七	七〇七	四二九	四七九	四九一	四九一	二、九五三	二、九五三	二、九五三	二、九五三	一、五五八	一、五五八	一、五五八	一、五五八	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
六二	一〇七三	七二四	八二二	八二二	五九〇	六六六	七二九	四八五	五二七	五二七	五二七	一、六七九	一、六七九	一、六七九	一、六七九	一、六六五	一、六六五	一、六六五	一、六六五	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
一八二	二七八	一五八	一六六	七九	二〇	一四	一四	五三	一五	一五	一五	三三	三三	三三	三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一八二	三〇九	二八七	一六六	二〇四	六八	一三九	五七	三二	一八	一八	一八	二〇三	一六五	一六五	一六五	二二	二二	二二	二二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一、二五五	一、〇三三	一、〇八	九七九	三〇四	七九一	六八四	五〇九	五二六	五三三	五三三	五三三	一、八八二	一、七七一	一、七七一	一、七七一	一、六九八	一、六九八	一、六九八	一、六九八	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二				
一、四六三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三				
八〇九	八三七	一、三七七	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇				
二六七	二五四	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三				
三〇	二六	二八	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七				

部 署 名	松 山												八 木												御 所												五 條												上 市											
	山 巡 査 部 長				山 巡 査 部 長				山 巡 査 部 長				山 巡 査 部 長				山 巡 査 部 長				山 巡 査 部 長				山 巡 査 部 長				山 巡 査 部 長				山 巡 査 部 長				山 巡 査 部 長																							
	元	前	本	年	元	前	本	年	元	前	本	年	元	前	本	年	元	前	本	年	元	前	本	年	元	前	本	年	元	前	本	年	元	前	本	年	元	前	本	年	元	前	本	年	元	前	本	年												
部 署 員	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二												
日 當 務	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二												
賜 假 忌 引 祭 日 休 日 公 病	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二												
勤 計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二												
欠 病 氣 販 省 其 他	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二												
勤 計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二												
勤 準 計 欠 實 勤	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二												
シ ャ ン 日 勤 務	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二												
勤 準 計 欠 實 勤	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二												

根署取扱文書件數 管區取扱文書件數

部 署 名	官 公 署		人 民		平 均 一 日 取 扱 數		口 頭 受 理 喚 聲
	受	發	受	發	受	發	
警 察 部	二二,五九九	二二,四四一	四,六八三	四,五二五	七	七	二二,五九九
奈 柳 生 部	一九,二五一	七,八五七	七,九一一	三,九八一	二五,九五六	七	一九,二五一
丹 波 市	四,五二二	一,四〇七	一,三九〇	四,五九	一六,八六六	一	四,五二二
丹 波 所	七,九五九	五,〇二七	三,五七三	一,九八八	三三	三	七,九五九
針 ヶ 別	六,〇五〇	二,一七六	二,四五九	一,五六四	七,〇一五	一	六,〇五〇
郡 龍 田	四,一五二	一,七八三	一,六九二	一,五六四	三三	三	四,一五二
高 中 村	一五,六〇七	九,四九四	六,六九三	三,一三四	二二,九七	六	一五,六〇七
高 輪 田	七,五六九	四,三〇〇	二,八三三	一,四二六	一六,二二八	三	七,五六九
三 輪 田	四,〇一六	二,三〇六	九一八	五一一	二,八二二	一	四,〇一六
松 原 山	二七,二〇〇	二二,一九八	一七,九七五	一四,七三三	一〇,九三	一〇	二七,二〇〇
松 本 輪 田	一五,三七七	一四,二九二	四,三九〇	一,九七六	一六,四五五	五	一五,三七七
八 木 原	一三,五四七	五,一〇一	四,七五九	六八九	一八,三〇六	一	一三,五四七
御 所 木	六,五六〇	四,〇三五	四,七五九	六八九	五,八八五	一	六,五六〇
五 條 所	五,五六八	四,九五三	三,三三三	九二六	五,八七九	三	五,五六八
上 市 條	二〇,四三三	七,二二〇	八,七三九	二,九七七	一〇,一九七	八	二〇,四三三
下 市 條	一四,七二六	八,八五一	四,七二四	一,九〇七	一〇,七五八	八	一四,七二六
上 市 條	一七,三四七	四,〇八五	九,九五二	六九一	一〇,七七六	五	一七,三四七
下 市 條	一六,四九〇	九,一六三	八,四二二	六九一	一四,一五一	七	一六,四九〇
十 川 市	一六,四九〇	九,一六三	八,四二二	六九一	一四,一五一	七	一六,四九〇
津 川 市	三,八一六	一,八一七	二,五二二	六三五	六三三	七	三,八一六

五九

第二八 根署取扱文書件數

一、警察部ノ技手中ニハ衛生技術員ヲ混ス
一、一人平均ハ現員數ニ據リ之ヲ除シ端數ハ渾テ四拾五入トセリ

部 署 名	計			履 歷			警 察 書 記			請 願 巡 査			巡 査		
	元 年	前 年	本 年	元 年	前 年	本 年	元 年	前 年	本 年	元 年	前 年	本 年	元 年	前 年	本 年
現員	四五四	四五六	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇	四七〇
欠員	七	一六	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
日當	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五
賜暇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇
引祭	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
休日	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
公病	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
計	一〇,一三三	一〇,一三三	一〇,一三三	一〇,一三三	一〇,一三三	一〇,一三三	一〇,一三三	一〇,一三三	一〇,一三三	一〇,一三三	一〇,一三三	一〇,一三三	一〇,一三三	一〇,一三三	一〇,一三三
病氣	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
欠	一五三	一五三	一五三	一五三	一五三	一五三	一五三	一五三	一五三	一五三	一五三	一五三	一五三	一五三	一五三
販省	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七
其他	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
計	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
勤準	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
欠	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
日實	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八
數	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八
非番日	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八
勤務	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八
一人平均	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
實勤	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九

五八

部 署 名	合 計	官 公 署		人 民		平 均 一 日 取 扱 數	人 口 頭 受 理 喚 聲
		受 信	發 信	受 信	發 信		
大 正 二 年	二四〇、二七六	一四八、八七五	一三三、一〇五	四九、〇六二	三三、七〇九	九七、八	六、五七八
大 正 元 年	二二六、二七一	一三四、五〇三	九一、七一九	三三、七〇九	三三、〇九〇	八七、一	八、五八一
明 治 四 十 四 年	二二〇、二〇三	一三三、一六六	九〇、九七五	三五、四三三	三一、一七八	八五、〇	八、八七三
明 治 四 十 三 年	二二〇、九三〇	一三五、四三三	九九、一八九	三三、七二二	三一、〇二九	八七、七	八、三五五
合 計	一、八三〇、五〇〇	一、一三三、一三〇	九五、六六二	二八、五〇三	二七、八七二	七、六四	一、一八六、八

第二九 管區取扱文書件數

署 名	管 區 總 數	受 信	發 信	計	取 一 箇 所 平 均 數	人 民 口 頭 受 理
丹 波 別 所	四	一、一三三	七、七〇〇	二、六八〇	四、〇七二	八、五
山 所	五	一、八三六	三、四一六	四、二五二	八、八七	一、七九
龍 針 郡	三	二、八一五	三、四一六	六、二三一	一、三九	七、三
高 中 村	七	二、五九九	七、九二	三、三三二	五、七三〇	二、二
三 輪 田	二	一、三、八七五	二、四、九四四	一、五、九四四	二、九、八一	三、九、九
原 本	一	二、四、九四四	一、四、八一七	三、九、七六一	二、二、〇〇八	六、八、五
合 計	二一	一、一、二、七	三、八、一、七	五、一、〇、三	一、一、〇、三	三、〇、四

部 署 名	合 計	川 市		津 市		山 原 木 所	
		受 信	發 信	受 信	發 信	受 信	發 信
大 正 二 年	二二六	一一、九一七	一、三三、九六六	一、〇、六、一五九	一、二、六、六二〇	二、二、八、九	一、〇、三、一
大 正 元 年	二二七	一〇、六、一五九	一、二、六、六二〇	一、九、九四九	一、一、一、五九	一、一、一、五九	一、一、一、五九
明 治 四 十 四 年	二二五	八、一、五〇四	一、一、一、五九	一、一、一、五九	一、一、一、五九	一、一、一、五九	一、一、一、五九
明 治 四 十 三 年	二二四	五、八、八四五	一、三、五、三三八	九、三、五三三	一、一、一、五九	一、一、一、五九	一、一、一、五九
合 計	二二六	二、二、二、二	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一	一、一、一、一

第三〇 根署取扱電話件數

部 署 名	受 信	發 信	中 繼	計	取 一 日 平 均 數	部 署 名	受 信	發 信	中 繼	計	取 一 日 平 均 數
奈 柳 生 本 市	六、八八三	八、七二二	一、五五四	一、五五四	三	郡	五、三三九	五、四九七	四、〇九四	一、四、九三〇	四
丹 波 市	一、〇、八四	九、一七	一、〇、八四	一、〇、八四	三	龍 針 郡	一、一、六五	一、一、六五	一、一、六五	一、一、六五	八
合 計	一、三、三、九	六、三、五	一、九、〇、五	一、九、〇、五	一一	高 中 村	一、二、八六九	一、二、八六九	一、二、八六九	一、二、八六九	八

根署取扱電話件數 管區取扱電話件數

巡視及巡回並偵邏度數

署名	定員	實地管區		管區		管區數	定度數ニ比シ實行數		偵邏度數
		晝	夜	晝	夜		增回欠回	增回欠回	
奈良署 署長	1	50	10	1,800	39	1	100	100	1
奈良署 署長	1	50	10	1,800	39	1	100	100	1
奈良署 署長	1	50	10	1,800	39	1	100	100	1
柳生署 署長	1	6	6	738	7	1	100	100	1
柳生署 署長	1	6	6	738	7	1	100	100	1
柳生署 署長	1	6	6	738	7	1	100	100	1
標本署 署長	1	6	6	803	7	1	100	100	1
標本署 署長	1	6	6	803	7	1	100	100	1
標本署 署長	1	6	6	803	7	1	100	100	1
丹波市署 署長	1	9	9	982	7	1	100	100	1
丹波市署 署長	1	9	9	982	7	1	100	100	1
丹波市署 署長	1	9	9	982	7	1	100	100	1
針ヶ別署 署長	1	6	6	777	7	1	100	100	1
針ヶ別署 署長	1	6	6	777	7	1	100	100	1
針ヶ別署 署長	1	6	6	777	7	1	100	100	1
合計	5	14	14	14,000	14	5	100	100	5

第三二 巡查及巡回並偵邏度數

署名	定員	實地管區	管區	管區數	定度數ニ比シ實行數	偵邏度數
奈良署 署長	1	50	39	1,800	100	1
奈良署 署長	1	50	39	1,800	100	1
奈良署 署長	1	50	39	1,800	100	1
柳生署 署長	1	6	7	738	100	1
柳生署 署長	1	6	7	738	100	1
柳生署 署長	1	6	7	738	100	1
標本署 署長	1	6	7	803	100	1
標本署 署長	1	6	7	803	100	1
標本署 署長	1	6	7	803	100	1
丹波市署 署長	1	9	7	982	100	1
丹波市署 署長	1	9	7	982	100	1
丹波市署 署長	1	9	7	982	100	1
針ヶ別署 署長	1	6	7	777	100	1
針ヶ別署 署長	1	6	7	777	100	1
針ヶ別署 署長	1	6	7	777	100	1
合計	5	14	14	14,000	100	5

第三一 管區取扱電話件數

署名	電話架設	受信	發信	計	一個所平均	部署名	電話架設	受信	發信	計	一個所平均
奈良署	6	50	97	147	15.1	高田	4	86	129	215	53.8
柳生署	1	5	9	14	14.0	三原	1	15	21	36	36.0
標本署	1	5	9	14	14.0	松原	1	15	21	36	36.0
針ヶ別署	1	5	9	14	14.0	八木	1	15	21	36	36.0
丹波市署	1	5	9	14	14.0	御所	1	15	21	36	36.0
龍田村	1	5	9	14	14.0	御所	1	15	21	36	36.0
中龍村	1	5	9	14	14.0	御所	1	15	21	36	36.0
合計	11	70	130	200	18.2	合計	11	102	150	252	22.9

部署名	受信	發信	中繼	計	一日平均	部署名	受信	發信	中繼	計	一日平均
三輪	1,156	1,909	4,483	7,548	20.4	下川	1,805	2,786	6,381	11,972	32.7
田原	1,140	475	1,615	3,230	9.0	合計	5,932	9,993	23,222	64.7	
松山	2,133	3,348	4,506	10,087	28.0	大正二年	5,037	5,347	10,384	29.1	
八木	4,431	3,901	8,332	16,664	46.3	大正元年	5,096	6,995	12,091	33.9	
御所	1,783	1,433	3,216	6,432	17.9	明治四十四年	5,130	4,740	9,870	27.4	
五條	1,298	1,488	3,011	5,807	16.1	明治四十三年	4,763	4,441	8,204	22.8	
上條	1,510	1,125	2,435	4,070	11.3	合計	14,789	17,515	41,081	113.2	

第三四 戸口調査

其一 (二ヶ年内調査数)

署名	調査者ニテ		巡シタル		調査平均戸数	漏籍者		未種痘者		傳染病者無届營業者		其他	
	甲部	乙部	甲部	乙部		甲部	乙部	甲部	乙部	甲部	乙部	甲部	乙部
奈良	二〇〇	五三九	八六二	一三三	一三四	五	二五	一	一	一	一	一	一
柳生	八五	三九	二八四	九	一三三	三	一	一	一	一	一	一	一
標本	三〇	一〇二	二七六	七	一四九	一	一	一	一	一	一	一	一
丹波市	五八	一〇六	一七五	五	一四九	一	一	一	一	一	一	一	一
別針ヶ所	三三	八六	九三	三	一三〇	一	一	一	一	一	一	一	一
郡山	七六	九六	一三三	三	一四〇	一	一	一	一	一	一	一	一
龍田	一九	三九	一七〇	六	一三〇	一	一	一	一	一	一	一	一
中村	六二	一三	一七	五	一三〇	一	一	一	一	一	一	一	一
高田	二五	八三	一〇九	二	一三〇	一	一	一	一	一	一	一	一
三輪	二八	四二	一〇九	二	一三〇	一	一	一	一	一	一	一	一

計合	戸數		人口		十津川	下市	上市	五條	御所	八木	榛原	松山	田原本
	元年前	本年	元年前	本年									
計合	七〇一	六六七	二、〇一〇	一、九〇八	三〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十津川	三〇	二二	一、〇〇〇	九〇〇	三〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
下市	九〇	八〇	三、〇〇〇	二、八〇〇	九〇	三、〇〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇
上市	二〇	一五	七〇〇	六五〇	二〇	七〇〇	六五〇	六五〇	六五〇	六五〇	六五〇	六五〇	六五〇
五條	一〇	八	三〇〇	二八〇	一〇	三〇〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇	二八〇
御所	五	四	一五〇	一四〇	五	一五〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
八木	三	二	一〇〇	九〇	三	一〇〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
榛原	二	一	七〇	六〇	二	七〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
松山	一	一	三〇	二〇	一	三〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
田原本	一	一	三〇	二〇	一	三〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

戸口調査

第三五 戶口調査 (年末現在署別)

署名	戶數		計口	署名	戶數		計口
	男	女			男	女	
棒原	1,902	1,819	3,721	八木	1,902	1,819	3,721
御所	6,975	7,052	14,027	所木	6,975	7,052	14,027
上條	2,248	2,514	4,762	川市	2,248	2,514	4,762
下市	5,980	5,124	11,104	津市	5,980	5,124	11,104
十川	1,667	1,611	3,278	計	1,667	1,611	3,278
合計	10,912	10,912	21,824	大正二年	10,912	10,912	21,824
大正元年	10,848	10,848	21,696	明治四十四年	10,848	10,848	21,696
大正元年	10,785	10,785	21,570	明治四十三年	10,785	10,785	21,570

第三六 戶口調査 (年末現在市郡別)

市郡名	戶數		計口	市郡名	戶數		計口
	男	女			男	女	
奈良	19,026	18,192	37,218	宇陀	7,679	7,679	15,358
合計	19,026	18,192	37,218	合計	7,679	7,679	15,358

第三七 戶口調査 (調査上種別戶數)

種別	市郡別總數		區別	市郡別總數	
	市	郡		市	郡
計	7,982	7,515	區別	7,982	7,515
本年	7,982	7,515	市	7,982	7,515
前年	7,982	7,515	郡	7,982	7,515
四十四年	7,982	7,515	合計	7,982	7,515

種別	計													
	青物市場	發電場	瓦製場	度量衡製造場	製革場	石油貯藏場	凍豆腐製造場	素麵製造場	火葬場	火藥庫	銃砲製造修繕所	避病舎	製板工場	探礦場
良柳	三													
生柳														
本樺														
市波丹														
所開ヶ針														
山郡														
田龍														
村中														
田高														
輪三														
本原田														
山松														
原榛														
木八														
所御														
條五														
市上														
市下														
川津十														
計	三六	一	二	三	二	三	二	三	二	三	二	三	二	三

種別	車及馬			
	人力車車臺	乘合馬車車臺	自轉車車臺	自轉車車臺
良柳	四〇			
生柳	一五			
本樺	二〇			
市波丹	三八			
所開ヶ針				
山郡	一〇			
田龍	六七			
村中	三三			
田高	一一			
輪三	八			
本原田	八			
山松	一七			
原榛	三三			
木八	一一			
所御	五七			
條五	二二			
市上	六			
市下	四〇			
川津十				
計	一三〇	五	三	三

一本表ノ諸營業者ハ人員ヲ又危險衛生其他ノ諸場所ハ個所數ヲ表章セリ
 一一人ニシテ兼業ニ係ルモノハ各算出シテ表章セリ
 一興行場ハ規則ニ據ルト否トニ拘ハラス興行ニ専用スルモノニ限り之ヲ表章セリ
 一射的場ニ興行ニ係ルモノ(室内射的場ノ類)ヲ表章セス

第四二 主ナル取締營業者ノ十年比較 (年末現員)

種別	種別										
	古物商營業主	人力車營業人	乘合馬車營業人	宿屋	旅人宿	木賃宿	下宿屋	古物商營業主	人力車營業人	乘合馬車營業人	宿屋
三十八年	二六〇一	一〇三八	一三	八〇九	八	三九		二六〇一	一〇三八	一三	八〇九
三十九年	二六〇八	一〇三九	二二	八二〇	八一	二六		二六〇八	一〇三九	二二	八二〇
四十年	二六三三	一〇四一	二五	八一九	八〇	二六		二六三三	一〇四一	二五	八一九
四十一年	二六八三	一〇四二	二九	八二六	七七	二〇		二六八三	一〇四二	二九	八二六
四十二年	二六四六	一〇四三	二八	八一九	八七	一六		二六四六	一〇四三	二八	八一九
四十三年	二八二三	一〇四三	三三	八四〇	九二	一七		二八二三	一〇四三	三三	八四〇
四十四年	二八二〇	一〇四四	三二	八三六	九一	一八		二八二〇	一〇四四	三二	八三六
大正元年	二七六七	一〇四四	三三	八四九	八七	一八		二七六七	一〇四四	三三	八四九
大正二年	二八四八	一〇四四	三三	九一〇	九六	一九		二八四八	一〇四四	三三	九一〇
大正三年	二九〇〇	一〇四四	三三	九〇八	一〇八	一九		二九〇〇	一〇四四	三三	九〇八
平均	二七三四	一〇七八	三三	八五二	八九	二二		二七三四	一〇七八	三三	八五二

取締營業者及諸場其他 主ナル取締營業者ノ十年比較

種別	治明										大正		平均
	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	元年	二年	三年	均		
質屋敷	503	510	489	480	452	436	421	411	406	406	406		
料理屋	407	405	418	409	415	415	410	410	410	410			
飲食店	1,534	1,511	1,599	1,600	1,627	1,644	1,667	1,661	1,661	1,661			
湯屋	106	107	115	106	111	117	115	115	115	115			
案内屋	106	107	115	106	111	117	115	115	115	115			
藝妓屋	117	117	158	174	164	155	155	155	155	155			
藝妓	117	117	158	174	164	155	155	155	155	155			
娼妓	258	279	306	312	316	319	322	322	322	322			
酌髪	336	341	370	368	368	368	368	368	368	368			
理髪	510	590	628	674	693	704	711	711	711	711			
代書	16	17	20	20	22	22	22	22	22	22			
牛乳搾取販賣人	335	330	341	338	370	370	370	370	370	370			
獸肉販賣人	335	330	341	338	370	370	370	370	370	370			
清涼飲料水製造人	335	330	341	338	370	370	370	370	370	370			
自轉車商業	335	330	341	338	370	370	370	370	370	370			
馬車商業	335	330	341	338	370	370	370	370	370	370			

一本表ハ直接ニ業者ノ盛衰間接ニ世ノ状態ヲ觀察センカ爲ニ特ニ之ヲ調査セシモノナリ
 一藝妓置屋ハ大正三年ヨリ代書業及自轉車業ハ明治四十三年ヨリ牛馬商ハ大正元年ヨリ調査ヲ始メタルニ付其以前ハ之ヲ表
 章スルニ由無シ

第四三 諸臨檢度數

署名	諸臨檢度數			臨檢ノ件數		結果		設備改修又 ノ命退其他 ノ命合件數
	員數	監督者 テテ 巡査ニテ	計數	件數	人員	件數	人員	
奈良	1,037	1,483	1,883	134	128	1,074	961	
柳生	245	265	267	19	19	987	537	
柳本	78	66	106	6	6	246	980	
丹波市	333	854	775	4	4	3,717	3,111	
丹波針ヶ別所	99	84	181	1	1	1,111	1,111	
郡山	71	11	92	5	5	1,799	1,799	
龍田	510	352	986	1	1	1,070	1,070	
高田	1,003	1,817	1,589	4	4	3,600	3,600	
高中	247	131	204	1	1	1,134	1,134	
三輪	523	873	1,006	7	7	3,333	3,333	

諸臨檢度數

種別	平均署員一人人員	件數
奈良	三三〇	六三三
柳井	三三九	六三三
本櫛	六九三	八三八
丹波市	九四四	二八二
針ヶ所別	八三二	一〇四三
山郡	一〇七七	一三〇四
龍田	七〇三	六〇七
中村	一〇四一	七七九
高三	八八三	一五三〇
原田	四四五	九六七
松原	五五七	四三〇〇
榛八	一四五	七四二
御所	七〇五	四一三
市上	七〇七	九二九
市下	六二二	三三三
十津川	五五五	三三四
計	六三三	五〇
大正二年	九三三	六二五
大正元年	七三三	六一九
明治四十四年	七三三	五〇六
明治四十五年	七三三	四六一
明治四十六年	七三三	一五〇

一、署員一人ノ平均ハ屠畜検査技手及雇ヲ除キ署長以下署員全体(定員)ヲ以テ之ヲ除セリ
 大正二年災害其他ノ事故ニテ死セントセシ人ノ項吏民協力ニテ救護數著シク多數ナレハ生駒山墜道崩壊シタルニ因ル

署名	奈良		柳井		本櫛		計
	假領置物件數	檢束度數	假領置物件數	檢束度數	假領置物件數	檢束度數	
泥醉者	三	三	三	三	二	二	二
瘋癲者	一	一	一	一	一	一	一
企圖自殺者	一	一	一	一	一	一	一
其他	一	一	一	一	一	一	一
計	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
亂暴者	一	一	一	一	一	一	一
爭鬪者	一	一	一	一	一	一	一
其他	一	一	一	一	一	一	一
計	三	三	三	三	三	三	三
合計	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三

第四五 行政執行法處分 其一 (檢束度數及假領置)

郡	丹波市		針ヶ所別		龍田		中村		高田	
	假領置物件數	檢束度數	假領置物件數	檢束度數	假領置物件數	檢束度數	假領置物件數	檢束度數	假領置物件數	檢束度數
丹波市	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
針ヶ所別	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
龍田	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
中村	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
高田	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
計	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇

行政執行法處分

種別	密賣淫者アリト認メ				賭博犯者アリト認メ				身体ノ危害アリト認メ				財産ノ危害アリト認メ				合計	
	元前		本年		元前		本年		元前		本年		元前		本年		前年	本年
	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年	
良奈	1	3	5	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
生柳																		
本襟	4	2	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
市波丹	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
所別ヶ針																		
山郡	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
田龍	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
村中	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
田高	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
輪三	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
本原田	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
山松	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
原榛	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
木八	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
所御	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
條五	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
市上	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
市下	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
川津十																		
合計	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	

第四七

行政執行法處分

其三

(強制臨檢度數)

署名	合計				當日限				翌日迄				計
	元前		本年		元前		本年		元前		本年		
	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年	四十四年		
御所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
御條	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
御市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
御上	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
御下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
御川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
津十	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21

種別	元	
	四十四年	四十五年
奈良	三九	二二
生柳	-	-
本樺	六九	五三
市波丹	四七	八六
所別ヶ計	-	-
山郡	二二	一〇
田龍	二二	二四
村中高	八一	一〇七
輪三	二二九	四六三
本原田	四五	六九
山松	一八八	一九五
原榛	二五	五三
木八	五二九	一七八
所御	八四	九〇
條五	一五五	一五六
市上	二二二	二九九
市下	一六〇	一〇六
川津十	-	-
合計	一九八七	一九二二

第四八

行政執行法處分

其四

(法第三條及第四條)

年次	密賣淫者ニ對シ入院ヲ命シタル數		居住地域外ニ在ル者ニ對シ退去ヲ命シタル人員		天災事變ニ際シ又ハ危害豫防若クハ衛生上必要ト認メタルトキ處分數	
	人員	金額	人員	金額	土地	物件
大正三年	-	-	-	-	-	-
大正二年	-	-	-	-	-	-
大正元年	-	-	-	-	-	-
明治四十四年	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-

第四九

行政執行法處分

其五

(強制處分)

本年中全ク事實ナキヲ以テ之カ様式ヲ設ケス

種別	諸營業者禁止其他ノ處分人員	
	人員	金額
奈良	-	-
生柳	-	-
本樺	-	-
市波丹	-	-
所別ヶ計	-	-
山郡	-	-
田龍	-	-
村中高	-	-
田三	-	-
輪原田	-	-
山松	-	-
原榛	-	-
木八	-	-
所御	-	-
條五	-	-
市上	-	-
市下	-	-
川津十	-	-
合計	-	-
年二正大	-	-
年元正大	-	-
四年明治	-	-
四年明治	-	-
三年明治	-	-

合計	古物商(禁止)		旅人宿(禁止)		宿屋雇人(認可取消)		木賃宿(認可取消)		料理屋(認可取消)		飲食店(認可取消)		理髮業(禁止)		賣藥製造業(禁止)		紹介業(禁止)		鍼灸術業(禁止)		産婆(禁止)		藝妓(認可取消)		娼妓(禁止)		酌婦(認可取消)		牛馬商(認可取消)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
奈良	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
生柳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
本樺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市波丹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
所別ヶ計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
山郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
田龍	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
村中高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
田三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
輪原田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
山松	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
原榛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
木八	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
所御	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
條五	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
川津十	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	二五	-	一三	-	三	四	-	-	三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
年二正大	八	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
年元正大	三三	-	九	二	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
四年明治	一三三	-	七	四	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
四年明治	一三三	-	七	四	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
三年明治	一三三	-	七	四	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

諸營業者禁止其他ノ處分人員 火 災

月次	一月		二月		三月		火災ノ度数	燒失軒數	燒損概價	消防組員死傷	其他人員ノ死傷		合計
	放失	雷火及不審火	放失	雷火及不審火	放失	雷火及不審火					死	傷	
延燒	三	一	一	一	二	二	一九	二五	三五八五〇〇	一	一	二	三
サリシメ	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇〇〇〇〇	一	一	一	一
消止	四	四	四	四	四	四	六	二二	一〇〇〇〇〇	一	一	二	三
計	八	六	九	六	一〇	八	二五	二二	一〇〇〇〇〇	二	二	四	六
全燒	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇〇〇〇	一	一	一	一
半燒	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇〇〇〇	一	一	一	一
ハ消止	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇〇〇〇	一	一	一	一
計	二	二	二	二	二	二	二	二	二〇〇〇〇	二	二	二	二
火災一付	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇〇〇〇	一	一	一	一
坪數	九三三	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一	一	一	一
概價	九三三	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一	一	一	一
死傷	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇〇〇〇	一	一	一	一
死	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇〇〇〇	一	一	一	一
傷	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇〇〇〇	一	一	一	一
合計	二	二	二	二	二	二	二	二	二〇〇〇〇	二	二	二	二

第五二

火

災

其二

(月別)

一明治四十四年ノ燒損概價ノ巨額ナルハ長谷寺ニ火災アリシニ由ル

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
大正二年	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	一	一	一〇
大正元年	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	一	一	一〇
明治四年	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	一	一	一〇
明治三年	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	一	一	一〇
明治二年	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	一	一	一〇
明治一年	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	一	一	一〇
合計	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	一	一	一〇

署名	御所		五条		上		下		合		延燒	サリシメ	消止	計	全燒	半燒	ハ消止	計	火災一付	坪數	概價	死傷	其他人員ノ死傷		合計	
	放失	雷火及不審火	放失	雷火及不審火	放失	雷火及不審火	放失	雷火及不審火	放失	雷火及不審火													死	傷		死
御所	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五条	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
上	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

起由	失火						
	炬燵火	灰火	煙草ノ吸殻	焚火	小兒ノ惡戯	竈火	汽車ノ煤烟 洋式ランプ
奈柳							
生柳							
本襟							
市波丹							
所別ヶ針							
山郡							
田龍							
村中							
田高							
輪三							
本原田							
山松							
原榛							
木八							
所御							
條五							
市上							
市下							
川津十							
計							
年二正大							
年元正大							
四年 明治							
三年 明治							

第五三

火災

其三

(原因)

單位軒數

合計	十一月	十二月
放失 雷火及不審火	放失 雷火及不審火	放失 雷火及不審火
三	一	二
九	四	五
五	四	一
一五六	一四六	一〇九
一〇三	一〇〇	九
八三	七八	二
一八六	一七八	二〇
一一	〇八	一〇
二五八三九	二五二九〇	一一九三
一四三三三〇	一四二二〇	二三五四六〇〇
四		二
二		一
一〇		一
一六		一
一〇		二

月次	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月
放失 雷火及不審火	放失 雷火及不審火	放失 雷火及不審火	放失 雷火及不審火	放失 雷火及不審火	放失 雷火及不審火	放失 雷火及不審火	放失 雷火及不審火
延燒							
サリシ							
消止							
計							
全燒							
ハ消止							
計							
度ニ付							
坪數							
概價							
死傷							
死							
傷							
男							
女							
男							
女							
計							

種別	第五五 火災										
	住屋	土藏	寄席	倉庫	納家	鐵山事務所	個人庭園ノ亭	教會	學校	事務所	全年會場
奈良											
生柳											
本櫟											
市波丹											
所別々計											
山郡											
田龍											
村中											
田高											
輪三											
本原田											
山松											
原榛											
木八											
所御											
條五											
市上											
市下											
川津十											
計											
元年											
二年											
三年											
四年											

合計	第五五 火災			
	放火	雷火	煙其	他筒
三				
三				
四				
七				
二				
一〇				
一五				
八				
二				
一四				
六				
一五				
一四				

起由	第五四 火災									
	炬火	灰	煙草	焚兒	小兒	竈	汽	洋	前	失火
一月										
二月										
三月										
四月										
五月										
六月										
七月										
八月										
九月										
十月										
十一月										
十二月										
計										

種別	第五四 火災									
	前項外燈火	煙其	雷火	放火	不審	合計	計	合計	計	合計
奈良										
生柳										
本櫟										
市波丹										
所別々計										
山郡										
田龍										
村中										
田高										
輪三										
本原田										
山松										
原榛										
木八										
所御										
條五										
市上										
市下										
川津十										
計										
二年										
元年										
四年										
三年										

變死別	變死人員		
	入	入	入
	水	水	水
一月	1	1	1
二月	1	1	1
三月	1	1	1
四月	1	1	1
五月	1	1	1
六月	1	1	1
七月	1	1	1
八月	1	1	1
九月	1	1	1
十月	1	1	1
十一月	1	1	1
十二月	1	1	1
計	12	12	12

第六一

變死人員

其二

(月別)

大正	合		
	計	計	計
	女	男	女
四年	1	1	1
三年	1	1	1
二年	1	1	1
元年	1	1	1
計	4	4	4

變死別	災害死															
	不詳		其他		途中發病シテ		リニ過失		ニ鑛業上		難船ニテ		獸害		樹木顛倒又ハ潰家等ニテ	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
良奈	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
生柳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
本櫟	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
市波丹	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
所別ヶ針	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山郡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
田龍	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
村中	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
田高	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
輪三	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
本原田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山松	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
原榛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
木八	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
所御	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
條五	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
市上	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
市下	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
川津十	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

變死別	計												
	計		不詳		其他		途中發病シテ		誤死		其他		
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

一本表ハ變死態様ノ何レカ多ク何レカ寡キヤヲ觀察セシカ爲メ特ニ調査シタルモノナリ
 一四十二年以降ハ様式ヲ改正セシニ付四十二年以前ト順調ニ表章セル能ハス然レトモ變死別ニ於テ其觀察(假令ハ過失ニ因リト誤
 資料トナスニ足ルヲ以テ姑ク之レヲ表ハス事トセリ)

第六三 自殺者ノ因由及年齡別

種別	十六年未満		十六年以上二十年未満		二十年以上三十年未満		三十年以上四十年未満		四十年以上五十年未満		五十年以上		不詳	合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
精神錯亂シテ														
病苦ニ因リ														
活計ノ困窮又ハ薄命ヲ歎テ														
互ニ情死ヲ謀リテ														
痴情又ハ嫉妬ニ因リ														
前非ヲ悔ヒ又ハ慚愧ニ因リ														
家庭又ハ親族ノ不和ニ因リ														
罪ノ發覺ヲ懼レ又ハ刑ノ免レ難キ爲														
將來ノ事ヲ苦慶シテ														
商業等ノ爲メ損失シ又ハ負債償却ニ														
苦ミテ														
屋主又ハ父兄等ノ懲戒又ハ譴責ニヨ														
親又ハ夫妻等ノ不行狀ヲ歎テ														
私通妊娠ヲ憂テ														
淫逸放蕩ノ末														
親又ハ夫妻死等ノ病氣ヲ苦ニシテ														
厭世ニ因リ														
不詳														
合計														
大正二年														
大正元年														
明治四十四年														
明治四十三年														

自殺者ノ因由及年齡別 自殺者ノ住所及縁事上ノ關係 被殺害者ノ因由及所爲別

種別	明治四十一年		明治四十二年		明治四十三年		明治四十四年		明治四十五年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
十六年未満	1	1	3	3	6	7	18	17	11	10
十六年以上二十年未満	1	1	3	3	6	7	18	17	11	10
二十年以上三十年未満	1	1	3	3	6	7	18	17	11	10
三十年以上四十年未満	1	1	3	3	6	7	18	17	11	10
四十年以上五十年未満	1	1	3	3	6	7	18	17	11	10
五十年以上	1	1	3	3	6	7	18	17	11	10
合計	71	63	140	131	280	272	550	547	1100	1071

第六四

自殺者ノ住所及縁事上ノ關係

種別	市		町		村		不詳		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
未婚者	2	2	9	9	1	1	1	1	13	13
有配婚者	3	2	7	6	1	1	1	1	14	13
喪配婚者	1	1	2	2	1	1	1	1	6	6
不詳者	2	2	4	4	1	1	1	1	8	8
合計	8	7	23	22	4	4	4	4	39	38
大正二年	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5
大正元年	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5
明治四十四年	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5
明治四十四年	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5
明治四十三年	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5

第六五

被殺害者ノ因由及所爲別

因由及所爲別	奈柳		波丹		針ヶ所		郡山		龍田		中村		高田		三輪		原田		松山		榛原		八木		御所		上條		下市		津川		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
獵銃ヲ以テ胸部ヲ射撃セラレ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
短刀ヲ以テ右耳下ヲ刺シ貫カレ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
刀ヲ以テ咽喉部ヲ切ラレ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
出刃刀ニテ大臍部ノ動脈ヲ切斷セラレ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
拳銃ヲ以テ左耳上ヨリ右耳上(射撃貫通セラレ)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
手拭ニテ絞殺セラレ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
短刀ニテ咽喉部ヲ切ラレ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
膝ニテ壓ラレ(嬰兒)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
日本刀ニテ咽喉部ヲ切ラレ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

被殺害者ノ因由及所爲別 棄兒

種別	本縣内		他府縣	
	男	女	男	女
奈良				
柳井				
本櫛				
市波丹				
所別ヶ針				
山郡				
田龍				
村中				
田高				
輪三				
本原田				
山松				
原榛				
木八				
所御				
條五				
市上				
市下				
川津十				
計				
二年				
元年				
四年				
三年				

第六七 行旅病者人員

年別	同月別	
	一月	二月
明治四十四年		
明治四十四年		
大正元年		
大正二年		
大正三年		
大正四年		
大正五年		
大正六年		
大正七年		
大正八年		
大正九年		
大正十年		
大正十一年		
大正十二年		
計		

本年中事實ナキヲ以テ署名ヲ列擧セス又生存シアリシ者及死亡シアリシ者モ全ク事實ナカリシヲ以テ之カ項ヲ設ケス

一月未満
三月未満
六月未満
一年以上
三月以上
六月以上
一年以上
二年未満
二年以上
三年未満
三年以上
不詳

計

第六六 棄兒

合	不詳		其他		因由及所為別
	計	計	計	計	
計	女	男	女	男	良
					生
					本
					市
					所別ヶ針
					山
					田
					村
					田
					輪
					本
					山
					原
					木
					所
					條
					市
					市
					川
					計

堤坊	决		計	土地		橋		種別
	損	潰		山	宅	梁	流	
	延箇	延箇		及原	地	破	失	
長所	長所	浸	埋没	浸	埋没	計	損失	良奈
		水	流失	野	水			生柳
				林	浸			本櫟
				浸	水			市波丹
				浸	水			所別ヶ針
				浸	水			山郡
				浸	水			田龍
				浸	水			村中
				浸	水			田高
				浸	水			輪三
				浸	水			本原田
				浸	水			山松
				浸	水			原榛
				浸	水			木八
				浸	水			所御
				浸	水			條五
				浸	水			市上
				浸	水			市下
				浸	水			川津十
				浸	水			計
				浸	水			二年 大正
				浸	水			元年 大正
				浸	水			四年 明治
				浸	水			三年 明治

第六八

風水害

明治 四十四 三年	明治 四十四 四年	大正 元	大正 二	合	否ラ 者				シニ 者		種別		
					計	計	詳	在籍 不	他府 縣	本縣 内		計	詳
				計	女	男	女	男	女	男	良奈		
											生柳		
											本櫟		
											市波丹		
											所別ヶ針		
											山郡		
											田龍		
											村中		
											田高		
											輪三		
											本原田		
											山松		
											原榛		
											木八		
											所御		
											條五		
											市上		
											市下		
											川津十		
											計		
											二年 大正		
											元年 大正		
											四年 明治		
											三年 明治		

署名	拾得		官品		沒收		贓物	
	期限內還付	滿期還付	期限內還付	滿期還付	期限內還付	滿期還付	期限內還付	滿期還付
上川市	四二	四八	七〇	三	一	二	二	三
下川市	二四	五〇	七〇	三	一	二	二	三
合計	四六〇	一〇三	一四〇	六	二	四	四	六
大正二年	三九八	一〇六	一〇七	七	二	三	三	四
大正元年	四五一	一〇七	一三三	三	一	一	一	二
明治四十四年	三九一	一〇七	一〇七	七	二	三	三	四
明治四十三年	三九一	一〇七	一〇七	七	二	三	三	四
明治四十二年	三九一	一〇七	一〇七	七	二	三	三	四
明治四十一年	三九一	一〇七	一〇七	七	二	三	三	四

第七一 集會及結社

種別	屆出要スル集會		屆出ヲ要セサル集會		計
	屋內	屋外	屋內	屋外	
集會	六	六	六	六	二四
開會	二	二	二	二	八
屆出失効件數	二	二	二	二	八
臨場度	二	二	二	二	八
講話會議セシ人員數	二	二	二	二	八
制限度	二	二	二	二	八

種別	會		結社		計
	禁止度	解散度	解散度	行政訴訟事件	
會	一	一	一	一	四
結社	一	一	一	一	四
行政訴訟事件	一	一	一	一	四
現在員	一	一	一	一	四

×印ハ勢力漸次衰頽シテ結社ト認メ難キ程度ニ至リタルモノ

第七二 新聞紙雜誌

題號	發行所	刊行數	創刊年月日	發賣		高	本年間	現在	停止	備考
				縣內	縣外					
大和新聞	奈良市東城戸町第五十三番地	日刊	明治二十一年四月一日	三三〇〇〇	三三〇〇〇	六五五二〇〇〇	〇	〇	〇	納付
新大和新聞	奈良市角振町第三十九番地	日刊	明治二十四年六月七日	七八〇〇〇	六〇〇〇〇	五八〇八〇〇〇	〇	〇	〇	納付
奈良新聞	奈良市菩提町第一百十番地	全	明治二十一年八月七日	一三五〇〇〇	一三四〇〇〇〇	八一六〇〇〇〇	〇	〇	〇	納付
奈良朝報	奈良市東城戸町第一番地	全	明治三十六年九月十八日	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	三六七二〇〇〇	〇	〇	〇	納付

集會及結社 新聞紙雜誌

合	變	計		別
		元前	本年	
二二〇	二二四	二二四	二二四	良奈
七二二	七〇〇	七〇〇	九五五	生柳
二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	本櫛
六五五	六四八	六四八	〇〇〇	市波丹
五七八	五五五	五五五	六五五	所別ヶ針
七七六	七七八	七七八	七七八	山郡
一四一	一四二	一四二	八三	田龍
四一八	三八七	三八七	三七七	村中
二六六	三二六	三二六	三二六	田高
一九四	一九六	一九六	〇四三	輪三
五二四	五一六	五一六	五二二	本原田
四三七	四四七	四四七	四三三	山松
五〇二	五〇七	五〇七	四二二	原榛
九七七	九九七	九九七	四六二	木八
二二三	四一四	四一四	二六〇	所御
四三五	四七一	四七一	四四九	條五
六二三	六一八	六一八	六五二	市上
四五八	四九一	四九一	四八一	市下
七三	七三	七三	七三	川津十
九四三	九七九	九七九	九四三	合計

第七四 狩獵及威銃許可人員

署名	甲種			乙種			合計	二大元正	明治十四年	明治十三年	明治十二年	許可期限	計
	一等	二等	三等	一等	二等	三等							
奈良													
柳生													
丹波													
龍野													
高田													
三原													
松原													
榎原													
八木													
御所													
五条													
上野													
下津													
川津													
十川													
合計													

合	計	八御五上下								
		八木	御所	五条	上野	下津	川津	十川	合計	
大正二年	一七									
大正元年	一七									
明治四十四年	二二									
明治四十三年	二二									
明治四十二年	二二									
明治四十一年	二二									
合計	一〇六									

一狩獵ハ大正元年十月ヨリ本年四月迄ノ許可ニシテ威銃ハ全年ニ係ル
一X印ヲ付シタルハ免狀ヲ再渡セシ數ナリ

第七五 免許商人ノ銃砲火藥類賣買 其一 (署別)

署名	買				賣				檢度	臨	以上ノ結果
	軍用銃	非軍用銃	火藥	雷管類	軍用銃	非軍用銃	火藥	雷管類			
奈良											
柳生											
丹波											
龍野											
高田											
三原											
松原											
榎原											
八木											
御所											
五条											
上野											
下津											
川津											
十川											
合計											

免許商人ノ銃砲火藥類賣買

署名	被徵收者ニ還付		被徵收者ニ還付	
	度數	金額	度數	金額
本署	竊盜 1	5,184.00	竊盜 1	5,184.00
松山署	竊盜 1	7,750.00	竊盜 1	7,750.00
合	計 2	12,934.00	計 2	12,934.00
本年	1,140.00	11,794.00	1,140.00	11,794.00
前年	-	-	-	-
四十四年	-	-	-	-

本年中事實全クナキ署名ハ省除シタリ

第七八 原動機据付諸場

署別及工場名	汽罐ノ種類		汽機ノ種類		力馬實	検査ノ成績	
	數量	種類	數量	種類		検査回数	検査成績
勝村蚊張染工場	1	コルラン	1	複式	16.5	1	1
上岡浴場	1	コルラン	1	複式	3	1	1
竹西製茶工場	1	コルラン	1	複式	1.5	1	1
鐵道院奈良ホテル	1	コルラン	1	複式	1.5	1	1
奈良染布合資會社	1	コルラン	1	複式	3	1	1
永井インク製造場	1	コルラン	1	複式	2	1	1
山中製茶工場	1	コルラン	1	複式	2	1	1

工場名	汽罐ノ種類		汽機ノ種類		力馬實	検査ノ成績	
	數量	種類	數量	種類		検査回数	検査成績
中谷製茶工場	1	コルラン	1	複式	1.5	1	1
新村蚊張染工場	1	コルラン	1	複式	3	1	1
吉川メリヤス工場	1	コルラン	1	複式	1.5	1	1
井久保製茶工場	1	コルラン	1	複式	2.5	1	1
縣立男子師範學校	1	コルラン	1	複式	8	1	1
福田清涼飲料水製造所	1	コルラン	1	複式	1.5	1	1
西田清涼飲料水製造所	1	コルラン	1	複式	1.5	1	1
安田鐵工場	1	コルラン	1	複式	3	1	1
白井メリヤス製造場	1	コルラン	1	複式	8.5	1	1
稻田織布工場	1	コルラン	1	複式	2.5	1	1
木村織布工場	1	コルラン	1	複式	2.5	1	1
中尾製茶工場	1	コルラン	1	複式	2	1	1
藤井肥料製造工場	1	コルラン	1	複式	2	1	1
八尾鐵工場	1	コルラン	1	複式	2	1	1
松塚精米工場	1	コルラン	1	複式	4.5	1	1
廣岡織布工場	1	コルラン	1	複式	4.5	1	1
上田製茶工場	1	コルラン	1	複式	4.5	1	1
田中製板工場	1	コルラン	1	複式	4.5	1	1
森田織布工場	1	コルラン	1	複式	4.5	1	1
布江田灌漑工場	1	コルラン	1	複式	4.5	1	1
吉田鐵工場	1	コルラン	1	複式	1.5	1	1
松村清涼飲料水製造場	1	コルラン	1	複式	1.5	1	1
上田製茶工場	1	コルラン	1	複式	4.5	1	1
脇野製糸工場	1	コルラン	1	複式	3	1	1
計	26	コルラン	26	複式	115.5	26	26

原動機据付諸場

龍田(柄木木綿工場)	郡山					丹波市					櫻本									
	三木ブレード工場	村尾織布工場	上田製綿工場	郡山織布合資會社	安井織布工場	攝津紡織郡山分工場	森口織工場	木下織布工場	比岡織布工場	西村織布工場	橋本織布工場	出口織布工場	安田織布工場	永曾織布分工場	永曾織布工場	計	長田烟管工場	藪内製粉工場	中西織物工場	神田製糸工場
計	六	二	二	二	二	八	二	二	二	二	二	二	二	二	二	五	二	二	二	二
蒸	六	二	二	二	二	九	二	二	二	二	二	二	二	二	二	五	二	二	二	二
汽	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
人員	九八	二七	三	一九	一八	一四	一四	四	三	三	三	一八	一七	一七	一七	五七	九	二	二	二
件數	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
男	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
女	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
計	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六

柳生		奈良										署名及工場名						
岩崎製糸工場	計	松村凍豆腐製造場	上久保製糸工場	柳野製糸工場	旭製糸工場	八木酒釀造場	奈良染布合資會社	奈良瓦斯會社	關西水力電氣會社	米浪酒釀造場	福井製墨工場		長尾機織工場	勝村乾燥工場	吉川莫大小工場	奈良織物合資會社	木村機織工場	中澤機寸工場
計	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
蒸	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
汽	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
人員	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
件數	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
男	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
女	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

驛名	發車度數	着車度數	乘車人員		下車人員		合計	發車度數	着車度數	乘車人員	下車人員	合計	日ノ平均
			內國人	外國人	內國人	外國人							
富雄停留場	四三〇、六三三	四三〇、六三三	二五、九四二	—	二五、九四二	—	二五、九四二	—	—	二五、九四二	—	二五、九四二	—
生駒停留場	四三〇、六三三	四三〇、六三三	三〇、九八六	—	三〇、九八六	—	三〇、九八六	—	—	三〇、九八六	—	三〇、九八六	—
法隆寺	二二七、五九九	二二七、五九九	二〇、八一五	—	二〇、八一五	—	二〇、八一五	—	—	二〇、八一五	—	二〇、八一五	—
郡波	一三、七〇〇	一三、七〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
丹波	八〇、八四四	八〇、八四四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
櫛本	八、九五四	八、九五四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
帶解	八、九五四	八、九五四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市良奈	七、七五二	七、七五二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
奈京終	二五、六〇〇	二五、六〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第八一 瀧 車 其 一 (景況、署別)

合	計	無	稅
大正二年	六、七〇一	—	—
大正三年	六、七〇一	—	—
大正四年	六、七〇一	—	—
明治十四年	六、七〇一	—	—
明治十四年	六、七〇一	—	—

署名	演劇寄席遊技場及相撲合計	檢日及臨	以上	訓戒其他	所禁	命令	
							度數
龍中	—	—	—	—	—	—	
田村	—	—	—	—	—	—	
田輪	—	—	—	—	—	—	
高田	—	—	—	—	—	—	
三輪	—	—	—	—	—	—	
松本	—	—	—	—	—	—	
山本	—	—	—	—	—	—	
原山	—	—	—	—	—	—	
木原	—	—	—	—	—	—	
所條	—	—	—	—	—	—	
御條	—	—	—	—	—	—	
五條	—	—	—	—	—	—	
上	—	—	—	—	—	—	
下	—	—	—	—	—	—	
十	—	—	—	—	—	—	

種別	下車人員												平均
	合計			市			郡			市			
	大正二年	大正三年	大正四年	大正二年	大正三年	大正四年	大正二年	大正三年	大正四年	大正二年	大正三年	大正四年	
一月	45,818	49,330	63,953	21,867	23,780	28,411	23,951	25,899	31,542	21,867	23,780	28,411	60,157
二月	41,140	43,756	57,953	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	55,143
三月	41,140	43,756	57,953	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	55,143
四月	41,140	43,756	57,953	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	55,143
五月	41,140	43,756	57,953	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	55,143
六月	41,140	43,756	57,953	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	55,143
七月	41,140	43,756	57,953	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	55,143
八月	41,140	43,756	57,953	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	55,143
九月	41,140	43,756	57,953	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	55,143
十月	41,140	43,756	57,953	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	55,143
十一月	41,140	43,756	57,953	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	55,143
十二月	41,140	43,756	57,953	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	55,143
計	493,140	523,756	689,953	218,670	237,800	284,111	218,670	237,800	284,111	218,670	237,800	284,111	601,570
平均	41,140	43,756	57,953	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	55,143

第八三

瀛

車

其三

(事故)

種別	下車人員												平均
	大正二年	大正三年	大正四年	大正二年	大正三年	大正四年	大正二年	大正三年	大正四年	大正二年	大正三年	大正四年	
一月	45,818	49,330	63,953	21,867	23,780	28,411	23,951	25,899	31,542	21,867	23,780	28,411	60,157
二月	41,140	43,756	57,953	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	55,143
三月	41,140	43,756	57,953	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	55,143
四月	41,140	43,756	57,953	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	55,143
五月	41,140	43,756	57,953	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	55,143
六月	41,140	43,756	57,953	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	55,143
七月	41,140	43,756	57,953	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	55,143
八月	41,140	43,756	57,953	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	55,143
九月	41,140	43,756	57,953	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	55,143
十月	41,140	43,756	57,953	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	55,143
十一月	41,140	43,756	57,953	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	55,143
十二月	41,140	43,756	57,953	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	55,143
計	493,140	523,756	689,953	218,670	237,800	284,111	218,670	237,800	284,111	218,670	237,800	284,111	601,570
平均	41,140	43,756	57,953	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	19,000	20,780	26,330	55,143

驛名	取締巡查		客乘ニ對スル事故(人員)		汽罐		鐵道		事故(度數)	
	出スル人員	入度數	救護	捕拿	破損	汽罐	進行	線路	轢死	負傷
高田	702	1,135								
新庄	1,170	1,135								
柳本	1,098	1,098								
三輪	2,472	2,472								
櫻井	2,472	2,472								
初瀬	2,472	2,472								
御傍	2,472	2,472								
壺坂	2,472	2,472								
吉野	2,472	2,472								
北條	2,472	2,472								
五見	2,472	2,472								
二野	2,472	2,472								
吉野	2,472	2,472								
下市	2,472	2,472								
合計	31,207	31,207	13	4	9,741	1,401	5	5	3	15
大正二年	10,580	10,580	4	1	3,167	1,214	1	1	1	6
大正元年	9,675	9,675	1	1	1,733	1,214	1	1	1	3
明治四十四年	11,339	11,339	7	2	4,847	1,214	1	1	1	7
明治四十三年	8,897	8,897	7	1	3,000	1,214	1	1	1	7
明治四十二年	8,897	8,897	6	1	2,900	1,214	1	1	1	7

第八四

旅舍宿泊人 其一 (署別)

署名	旅舍宿泊人		本縣人		他府縣人		合計		本縣人		他府縣人		合計		合計		合計		合計	
	本縣人	他府縣人	本縣人	他府縣人	本縣人	他府縣人	本縣人	他府縣人	本縣人	他府縣人	本縣人	他府縣人	本縣人	他府縣人	本縣人	他府縣人	本縣人	他府縣人	本縣人	他府縣人
奈良	2,526	8,805	2,526	8,805	1,133	3,133	1,385	4,678	1,133	3,133	1,385	4,678	1,133	3,133	1,385	4,678	1,133	3,133	1,385	4,678
柳生	2,285	2,285	2,285	2,285	779	4,873	2,285	4,873	779	4,873	2,285	4,873	779	4,873	2,285	4,873	779	4,873	2,285	4,873
櫻本	1,007	1,007	1,007	1,007	1,557	2,564	1,007	2,564	1,557	2,564	1,007	2,564	1,557	2,564	1,007	2,564	1,557	2,564	1,007	2,564
丹波市	8,561	9,270	8,561	9,270	3,554	12,824	8,561	12,824	3,554	12,824	8,561	12,824	3,554	12,824	8,561	12,824	3,554	12,824	8,561	12,824
針ヶ別所	5,001	5,001	5,001	5,001	7,036	12,037	5,001	12,037	7,036	12,037	5,001	12,037	7,036	12,037	5,001	12,037	7,036	12,037	5,001	12,037
郡山	2,496	2,496	2,496	2,496	5,481	7,977	2,496	7,977	5,481	7,977	2,496	7,977	5,481	7,977	2,496	7,977	5,481	7,977	2,496	7,977
龍田	1,104	1,104	1,104	1,104	1,949	3,053	1,104	3,053	1,949	3,053	1,104	3,053	1,949	3,053	1,104	3,053	1,949	3,053	1,104	3,053
中村	1,933	1,933	1,933	1,933	2,445	4,378	1,933	4,378	2,445	4,378	1,933	4,378	2,445	4,378	1,933	4,378	2,445	4,378	1,933	4,378
高田	3,151	3,151	3,151	3,151	4,161	7,312	3,151	7,312	4,161	7,312	3,151	7,312	4,161	7,312	3,151	7,312	4,161	7,312	3,151	7,312
三輪	6,513	6,513	6,513	6,513	8,810	15,323	6,513	15,323	8,810	15,323	6,513	15,323	8,810	15,323	6,513	15,323	8,810	15,323	6,513	15,323
田原	1,104	1,104	1,104	1,104	1,104	2,208	1,104	2,208	1,104	2,208	1,104	2,208	1,104	2,208	1,104	2,208	1,104	2,208	1,104	2,208
松山	7,691	7,691	7,691	7,691	11,867	19,558	7,691	19,558	11,867	19,558	7,691	19,558	11,867	19,558	7,691	19,558	11,867	19,558	7,691	19,558
合計	31,207	31,207	31,207	31,207	39,741	104,011	31,207	104,011	39,741	104,011	31,207	104,011	39,741	104,011	31,207	104,011	39,741	104,011	31,207	104,011

旅舍宿泊人

種別	旅舍宿泊人											
	木賃宿						旅人宿					
	外國人			內國人			外國人			內國人		
	元年前	前年	本年	元年前	前年	本年	元年前	前年	本年	元年前	前年	本年
一月	72	58	101	49	30	57	153	95	54	66	109	
二月	95	172	155	68	57	100	97	30	67	119	194	
三月	218	164	306	151	70	138	110	188	110	199	366	
四月	259	166	333	101	36	127	130	188	110	199	366	
五月	333	144	298	129	61	150	131	222	115	161	233	
六月	148	130	212	79	72	115	161	115	60	73	113	
七月	137	130	212	79	72	115	161	115	60	73	113	
八月	126	134	268	72	64	78	85	145	62	67	108	
九月	143	115	199	60	62	94	89	145	62	67	108	
十月	173	150	267	42	52	80	101	158	146	155	217	
十一月	161	108	223	68	68	92	101	131	85	85	121	
十二月	144	141	230	66	67	93	101	131	85	85	121	
平均	162	134	233	79	61	105	118	155	67	74	110	

第八五

旅舍宿泊人 其二 (月別)

署名	旅舍宿泊人											
	全人						投宿人員					
	延員			宿員			延員			宿員		
	元年前	前年	本年	元年前	前年	本年	元年前	前年	本年	元年前	前年	本年
合計	401	327	437	229	184	245	129	103	116	60	47	53
八原	109	99	163	49	31	50	25	16	21	11	8	10
木賃宿	109	99	163	49	31	50	25	16	21	11	8	10
御所	109	99	163	49	31	50	25	16	21	11	8	10
五条	109	99	163	49	31	50	25	16	21	11	8	10
上	109	99	163	49	31	50	25	16	21	11	8	10
下	109	99	163	49	31	50	25	16	21	11	8	10
十津川	109	99	163	49	31	50	25	16	21	11	8	10
本縣人	109	99	163	49	31	50	25	16	21	11	8	10
他府縣人	109	99	163	49	31	50	25	16	21	11	8	10
外國人	109	99	163	49	31	50	25	16	21	11	8	10
合計	109	99	163	49	31	50	25	16	21	11	8	10
營業一戶平均	109	99	163	49	31	50	25	16	21	11	8	10
檢査人員	109	99	163	49	31	50	25	16	21	11	8	10
以上ノ結果	109	99	163	49	31	50	25	16	21	11	8	10

署名	罹病者		死亡者		發見セシ犯罪人		發見セシ保護人		宿泊人不拂		遭難者		合計	
	旅人	木賃宿	旅人	木賃宿	旅人	木賃宿	旅人	木賃宿	旅人	木賃宿	旅人	木賃宿	旅人	木賃宿
奈良本縣人														
他府縣人														
柳生本縣人														
他府縣人														
櫻本本縣人														
他府縣人														
丹波市本縣人														
他府縣人														

第八六

旅會宿泊人

其三

(宿泊人ノ事故)

合計	内國		外國		元年前年	元年前年
	人		人			
	本年	前年	本年	前年		
元年前年	四、五〇七	三、九一〇	四、五〇七	三、九一〇	〇	〇
本年	三、〇〇七	三、四八二	三、〇〇七	三、四八二	〇	〇
元年前年	三、〇〇七	三、四八二	三、〇〇七	三、四八二	〇	〇
本年	二、九二〇	三、四八二	二、九二〇	三、四八二	〇	〇
元年前年	三、〇〇七	三、四八二	三、〇〇七	三、四八二	〇	〇
本年	二、九二〇	三、四八二	二、九二〇	三、四八二	〇	〇

種別	旅人宿		木賃宿		元年前年	元年前年
	内國		外國			
	人		人			
	本年	前年	本年	前年		
一月	二、五八五	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	〇	〇
二月	一、五〇二	九、六六七	九、六六七	九、六六七	〇	〇
三月	二、五八五	一、〇〇九	一、〇〇九	一、〇〇九	〇	〇
四月	一、〇〇三	一、二五九	一、二五九	一、二五九	〇	〇
五月	一、二一〇	九、六六七	九、六六七	九、六六七	〇	〇
六月	八、七三三	八、七三三	八、七三三	八、七三三	〇	〇
七月	九、七三三	九、七三三	九、七三三	九、七三三	〇	〇
八月	一、三九六	一、三九六	一、三九六	一、三九六	〇	〇
九月	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	〇	〇
十月	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	〇	〇
十一月	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	〇	〇
十二月	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	〇	〇
平均	一、一九九	一、〇六二	一、〇六二	一、〇六二	〇	〇

